

港区立赤坂中学校 P T A 規約

第1章 名 称

第1条 本会は東京都港区立赤坂中学校 P T A（「本会」）といい、事務所を赤坂中学校内（東京都港区南青山 1-18-12）に置く。

第2章 目的 と 方針

第2条 目的

1. 赤坂中学校（「本校」）の生徒の保護者と学校職員の緊密な協力により、生徒の健全な成長を図る。
2. 本会会員の教養を高め、かつ親睦を図る。
3. 本校の教育環境の改善と充実に協力する。

第3条 方針

1. 本会は特定の宗教や政党に偏らず営利を目的としない任意団体である。
2. 本会は学校教育の管理や学校職員の人事には干渉しない。

第3章 会 員

第4条 会員

1. 本会の会員は、本校に在籍する生徒の父母（またはこれに代わる者）、及び、本校の教職員のうち、次条に従って本会に入会した者とする。
2. 会員は、本会の活動に参加する権利及び義務を有し、本会の運営について意見を述べることができる。
3. 本会の会員以外の父母及びその生徒は、本会主催のイベントへの参加が認められず、あるいは、本会からの配布物又は贈答品が受けられないことがある。

第5条 入会及び退会

1. 本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者は、原則として、その生徒の入学のときに本会に入会し、その生徒の卒業又は転校のときに本会を退会する。
2. 前項にかかわらず、本会への入会を希望しない者は、生徒の入学に際してその旨を書面により本会に申し出ることができる。
3. 本会の会員は、本会からの退会を希望するときは、いつでも本会に書面により申し出ることができる。
4. 本条にかかわらず、本校の教職員の入会及び退会については、本校と協議の上、別途定めるものとする。

第6条 会費

1. 会員は、会費として、生徒1名につき月額900円を本会に納入する。
2. 会費は、入会又は退会の時期にかかわらず、日割り計算はしない。
3. 会員にやむをえない特段の事情が認められる場合、本会は、常任委員会の決定により当該会員の会費を減額又は免除することがある。
4. 会員が正当な理由なく会費の納入を怠った場合、本会主催のイベントへの当該会員及びその生徒の参加などが認められず、あるいは、本会からの配布物又は贈答品が受けられないことがある。
5. 会費は、赤坂中学校が本会に代わり徴収する。但し、会員が希望する場合、また会費に未払いが生じた場合、本会は会員より直接徴収する。

第4章 会 計

- 第7条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 第8条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第9条 本会の予算は役員会に於いて原案を作成し、総会の承認を得なければならない。
- 第10条 本会の決算は会計監査を受け総会の承認を得なければならない。

第5章 役 員

- 第11条 本会の役員は次のとおりとする。
1. 会 長 1名（保護者）
 2. 副会長 4名以上（保護者3名以上、教員1名以上）*人数は臨機応変に対応
 3. 会 計 3名以上（保護者2名以上、教員1名以上）
 4. 書 記 3名以上（保護者2名以上、教員1名以上）
 5. 監 査 2名以上（保護者2名以上）
- なお、役員の内兼任は認めない。
- 第12条 役員及び監査の選出就任は次のとおり行われる。
1. 役員および監査は、推薦委員会が会員の中から役員候補者を選出する。
 2. 役員および監査は、推薦委員会の推薦に基づき、3月の常任委員会にて仮承認を得て総会で正式に選任する。但し、常任委員会は、候補者の決定に際して会員による選挙を実施することができる。なお、選挙の詳細は常任委員会で決定し、会員に告知する。
- 第13条 役員、監査に立候補する意思ある会員は、前条の規定にかかわらず推薦委員会の定める公示期間内に、推薦委員会に届け出て立候補することができる。
- 第14条 役員の内任期は原則として1年とし、翌年の定期総会の終了までとする。なお、再任を妨げない。また、会計年度の途中で役員に欠員が生じたときは、常任委員会は、必要やむをえないと判断した場合に限り、総会の承認を得ることなく推薦委員会の推薦に基づき追加の役員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期とする。

第15条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会 長 本会を代表し、総会、役員会、常任委員会及びその他の会を招集する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合はその仕事を代行する。
3. 会 計 会計事務を処理し、会員の要求のあるときは、会計簿の閲覧に応じる。
前年度の決算表を作成し、定期総会において会計監査を経て決算報告をする。
4. 書 記 総会および常任委員会等の議事を記録し、その他の仕事を行う。
5. 監 査 会計及び事業を監査し、その結果を定期総会に報告する。

第16条 本会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は校長・会長の推薦を受けて常任委員会の承認を得て会長が委嘱する。
2. 顧問は会長の諮問に応ずる。
3. 顧問の任期は役員の任期に準ずる。

第6章 総 会

第17条 総会は会員をもって構成し、毎年次のとおりとする。

なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。

1. 定期総会（年度当初）
2. 臨時総会

第18条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

1. 事業計画
2. 決算の承認及び予算の審議決定
3. 役員、監査の選任
4. 会費額の決定及び変更
5. 規約の改正
6. その他重要な事項

第19条 総会の議長は出席会員の中から選出し、中立な立場として議事進行を行う。

また、書面総会での議長の選出は不要とする。

第20条 委任状は総会成立要件の出席数に含めるものとするが、議決数には含めない。

また、書面総会における議決権行使書は総会成立要件の出席数に含めるものとし、議決数に含める。

第21条 総会は、全会員の過半数の出席および委任状の提出をもって成立とする。

また、書面総会は、全会員の3分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立とする。

第22条 総会の議決は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

なお、議決権は、議長以外の出席会員全員が保有し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

また、書面総会での議決は、議決権行使書に基づき、その過半数の同意を必要とする。

なお、可否同数のときは、否決とする。

第23条 常任委員会が必要と認めたとき、または5分の1以上の会員が議案を示して要求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第7章 常任委員会

第24条 常任委員会は、本会の役員、委員会の委員長、副委員長、及び、本校の校長、副校長によって構成される。

第25条 常任委員会は原則として毎学期1回以上開催する。開催時期は年度当初の常任委員会で決定する。

第26条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

1. 本会の企画、予算及び決算の審議
2. 各部会で立案された事業計画の審議検討、承認
3. 総会に提出する議案及び報告書の作成
4. 内規による特別委員会の発足及び解散の審議
5. その他必要な事項

第8章 各委員会の構成と任務

第27条 委員会はクラス代表委員会、地域活動委員会、広報委員会、推薦委員会とし、その任務は次のとおりとする。

1. クラス代表委員会は学級の総務、並びに、会員の教養および会員相互の親睦をはかることにつとめる。
2. 地域活動委員会は青少年対策赤坂地区委員会と連携して行事を運営・補佐する。
3. 広報委員会は会員相互の意思の疎通、共通理解をはかるための広報活動を推進する。
4. 推薦委員会は会員の中から役員候補者を選出し、本人の承諾を得て総会に報告する。

第28条 各委員会委員の選出は次のとおりとする。

ただし、人数は臨機応変に対応するものとし、1月の常任委員会で次期の人数を決定する。

1. (1) 学年29名以下の場合

①クラス代表委員、広報委員、推薦委員は学年で1名以上とする。

②地域活動委員は学年で2名以上とする。

(2) 学年30名以上の場合

①クラス代表委員、広報委員は学年で2名以上とする。

②地域活動委員は学年で3名以上とする。

③推薦委員は学年で1名以上とする。

2. 各委員会は、選出される委員によって構成される。
3. 各委員会は、互選により委員長及び副委員長を選出する。
4. 委員長及び副委員長は、定期的に又は必要に応じて委員会を招集する。
また、各委員会を代表して常任委員会に出席する。
5. 特別委員会は会長が委嘱し委員長は互選する。

第29条 委員の任務は役員の任期に準ずる。

第30条 特別委員会は必要事項につきその目的を達成すれば解散する。

第31条 本会の役員は全ての会議に参加することができる。

第10章 校長、副校長

第32条 本校の校長、副校長は本会のすべての会合に出席して意見を述べることができる。

第11章 個人情報

第33条 本会が保有する会員及びその生徒の個人情報は、第2条に定める本会の目的における本会の活動においてのみ利用されるものとする。

第34条 本会は、会員及びその生徒の個人情報を他の会員に開示するときは、本人の同意を得るものとする。

第12章 規約の改正

第35条 この会の規約は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意を得て、改正することができる。

また、書面総会での決議の場合は、議決権行使書に基づき、その過半数の同意を得て、改正することができる。

付 則

1. 会員に関する慶弔については別に規定する内規による。
2. 特別委員会は別に定める内規によって運営される。
3. 内規の変更は常任委員会の承認を要する。
4. 本会の設立日は昭和22年4月19日とする。
本規約は昭和63年3月8日をもって施行する。

